



令和6年8月9日（金） 第10222号

■ 目 次

	ページ
規 則	
○群馬県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則（私学・青少年課）	2
告 示	
○一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可申請（廃棄物・リサイクル課）	3
○解除予定保安林（森林保全課）	3
○道路の区域変更（道路管理課）	4
○同	4
訓 令	
○群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令（総務課）	5
公 告	
○都市計画道路変更の県原案（都市計画課）	6
○公聴会の開催（同）	6
○第53回（令和6年度）採石業務管理者試験の実施（砂防課）	7
○指定確認検査機関の確認検査の業務の一部休止に係る公示（建築課）	8
○指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務の一部休止に係る公示（同）	8
○開発工事の完了（同）	9
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施（警察本部会計課）	9
落 札	
○落札者等の決定（がんセンター）	11

■ 規 則

群馬県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年八月九日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第四十三号

群馬県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県青少年健全育成条例施行規則（昭和五十七年群馬県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号イ及びロ中「女性が」を削り、同号ニ中「男女間の」を削り、同号ホ中「女性の」を削り、同項第二号イ中「男女間の」を削り、同号ハを削り、同号ニを同号ハとする。

第十六条第一号中「児童福祉・青少年課」を「私学・青少年課」に改める。

附 則

1 この規則は、令和六年十二月一日から施行する。ただし、第十六条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

■ 告 示

◎群馬県告示第197号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設設置許可及び同法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設設置許可の申請があったので、同法第8条第4項及び同法第15条第4項の規定により次のとおり告示し、当該申請に係る申請書並びに同法第8条第3項及び同法第15条第3項に規定する書類を公衆の縦覧に供する。

なお、この告示に係る廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、群馬県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和6年8月9日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 群馬県太田市新田反町町131番地 東金属株式会社 代表取締役 宮下徹
- 2 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置の場所 群馬県太田市新田反町町131番1及び新田木崎町1466番2
- 3 一般廃棄物処理施設の種類の種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設（焼却施設）
- 4 産業廃棄物処理施設の種類の種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第3号に規定する汚泥の焼却施設、同条第5号に規定する廃油の焼却施設、同条第8号に規定する廃プラスチック類の焼却施設及び同条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設
- 5 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、粗大ごみ、災害廃棄物及び動物の死体
- 6 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類の種類
 - (1) 産業廃棄物 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず及び金属くず
 - (2) 特別管理産業廃棄物 感染性産業廃棄物
- 7 申請年月日 令和5年12月22日
- 8 縦覧の場所 群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課、群馬県東部振興局東部環境事務所及び太田市環境対策課
- 9 縦覧の期間 令和6年8月9日から同年9月9日まで

◎群馬県告示第198号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和6年8月9日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 利根郡昭和村大字糸井字新南原6155の4、6157の9
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

◎群馬県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年8月9日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	下仁田安中倉 淵線	富岡市上丹生字郷土谷13 43番の19地先から同市 同字同1343番の4地先 まで	前	19.0～21.9	17.1
			後	15.0～21.9	17.1

◎群馬県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年8月9日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	水沢足門線	高崎市箕郷町柏木沢字下ノ 原1580番の3地先から 同市同字同1579番の3 地先まで	前	8.2～9.7	31.3
			後	8.1～8.5	31.3

訓令

群馬県訓令甲第七号

県庁
地域機関
専門機関

群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年八月九日

群馬県知事 山本 一太

群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令

群馬県事務専決規程（昭和四十三年群馬県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表県土整備部の部道路管理課の項に次の一号を加える。

四 行政代執行法に基づく次の事務（道路法及び群馬県道路占用料徴収条例（昭和二十八年群馬県条例第三十二号）（これらに基づく命令を含む。）に違反する行為に係るものに限る。）

（一） 第三条第一項の規定により、戒告すること。

（二） 第三条第二項の規定により、代執行令書を義務者へ通知すること。

（三） 第五条の規定により、代執行に要した費用の納付を義務者に対して命じること。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

■ 公 告

前橋都市計画道路について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和6年8月9日

群馬県知事 山本 一 太

都市計画道路中3・4・49号敷島公園大師線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・49	敷島公園大師線	前橋市敷島町字蛇原	前橋市上細井町字檜下	前橋市荒牧町	約2,920m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差5箇所	

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、前橋都市計画道路に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和6年8月9日

群馬県知事 山本 一 太

- 開催期日及び場所 令和6年9月4日（水）午後2時から 前橋合同庁舎6階大会議室
- 作成しようとする都市計画の案 前橋都市計画道路の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県県土整備部前橋土木事務所及び前橋市都市計画部都市計画課において、令和6年8月9日（金）から同月23日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和6年8月23日（金）までに下記に到着するよう提出すること。
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
- 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。
- その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県県土整備部前橋土木事務所、前橋市都市計画部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654
別記様式

前橋都市計画道路の変更（3・4・49号敷島公園大師線の変更）に関する公述申出書
年 月 日

群馬県知事 山本 一太 あて

令和6年8月9日付け群馬県報に登載された前橋都市計画道路の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

- | | | | |
|---|-------------------------------|----|------|
| 1 | 公述申出人 | 住所 | 電話番号 |
| | | 氏名 | 職業 |
| 2 | 都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要） | | |
| 3 | 意見の要旨（別紙のとおり） | | |

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、第53回（令和6年度）採石業務管理者試験を次のとおり行う。

令和6年8月9日

群馬県知事 山本 一太

- 1 受験資格 制限しない。
- 2 試験内容 筆記による試験とし、試験科目は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
 - (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）
- 3 出題形式 選択式筆記試験とする。なお、出題数は、法令問題10問（全問必須問題）及び技術問題15問（5問の必須問題及び10問から5問を選択して解答する選択問題）とする。
- 4 試験の日時 令和6年10月11日（金）午前10時から正午まで
- 5 試験の場所 群馬県庁（前橋市大手町一丁目1番1号）29階292会議室
- 6 受験願書の請求
 - (1) 受験願書は、群馬県県土整備部砂防課又は県内各土木事務所に直接請求すること。
 - (2) 郵便で請求する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書請求」と朱書きし、120円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係（〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号）又は県内各土木事務所宛て請求すること。
- 7 郵送等による受験手続等
 - (1) 申込書類 受験願書（自署で必要事項を記入した上で、受験票の裏面の葉書に63円分の切手を貼ること。）及び写真（受験願書提出前6か月以内に正面から脱帽して上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもの）
 - (2) 受験手数料 8,100円の群馬県収入証紙を受験願書に貼って納付すること。払込書による納付を希望する場合は、令和6年9月9日（月）までに群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に連絡すること。
 - (3) 受験願書の提出
 - ア 受験願書は、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係又は県内各土木事務所に提出すること。
 - イ 受付期間 令和6年9月2日（月）から同月19日（木）まで

ウ 郵送する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書在中」と朱書きし、令和6年9月19日（木）までに必着のこと。また、直接提出する場合は、土日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出すること。

8 インターネットによる受験手続等（電子申請）

(1) 受験手続 以下のURLからアクセスして申し込むこと。

申込ページ：<https://www.pref.gunma.jp/page/11299.html>

(2) 申込受付期間 令和6年9月2日（月）から同月19日（木）午後5時15分まで

(3) 受験手数料 申込受理後、受験手数料8,100円をクレジットカード又はQRコード決済（PayPay）を利用して支払うこと。

9 合格者の発表等 合格者の発表は、令和6年10月31日（木）午前9時に合格者の受験番号を群馬県ホームページで公表することとし、合格者には、合格証を郵送により交付する。

10 その他 この試験についての問合せは、群馬県県土整備部砂防課砂防管理係（電話027-226-3632）に行うこと。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の21第1項の指定確認検査機関（以下「機関」という。）について、法第77条の34第1項の規定により、確認検査の業務の一部を休止する旨の届出があったので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和6年8月9日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 確認検査の業務の一部を休止する機関の名称及び所在地並びに代表者の氏名 公益財団法人群馬県建設技術センター 群馬県前橋市大渡町一丁目10番地の7 理事長 岩下 勝則
- 2 確認検査の業務の一部を休止の期間 令和6年8月31日から令和7年3月31日まで
- 3 確認検査の業務の一部を休止の内容 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条第1号に掲げる建築確認業務のうち法第6条の2第1項の規定による確認の業務（計画変更に係る確認の業務を除く。）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第1項の指定構造計算適合性判定機関（以下「機関」という。）における構造計算適合性判定の業務の一部の休止について、同法第77条の35の18第1項の規定により許可したので、同条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和6年8月9日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 構造計算適合性判定の業務の一部を休止する機関の名称及び所在地並びに代表者の氏名 一般財団法人群馬県建築構造技術センター 群馬県高崎市旭町44番地2 旭町ビル506号室 理事長 星 和彦
- 2 構造計算適合性判定の業務の一部を休止の期間 令和6年10月26日から同年11月4日まで
- 3 構造計算適合性判定の業務の一部を休止の内容 次の各号に掲げる行為
 - 一 契約を新たに締結する行為

二 前号の行為を実施するための見積り、交渉等の行為（事前相談を含む。）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和6年8月9日

群馬県知事 山本 一太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	北群馬郡吉岡町大字大久保字金竹西1454-1、1454-2、1454-6、1455-1、1455-2、1455-3、1455-5、1455-11、1456-1、1462、1454-1先水路	前橋市筑井町456番地13 ネットヨタ群馬株式会社 代表取締役 大山駿作
2	佐波郡玉村町大字五料字町北1066-4、1066-6	佐波郡玉村町大字五料1066番地4 大澤裕子
3	佐波郡玉村町大字樋越90-4、85-2の一部	群馬県高崎市下小鳥町36番地6 ミントハウスA-3号 小田真、小田成美
4	邑楽郡邑楽町大字狸塚字高原337-7	邑楽郡大泉町大字寄木戸890番地シャーマズン 咲楽A棟201号 藤田真伍
5	邑楽郡邑楽町大字狸塚字昭和1268	邑楽郡邑楽町大字赤堀1111番地 株式会社徳川組 代表取締役 又野将

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和6年8月9日

群馬県警察本部長 重永 達 矢

1 調達内容

- (1) 入札件名及び数量 モバイル勤務通信回線整備 一式
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書による。
- (3) 利用期間 令和7年2月1日（土）から令和13年1月31日（金）まで
- (4) 利用場所 群馬県警察本部等
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する

こと。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和6年8月27日（火）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年9月6日（金）午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係へその旨連絡すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) この公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 本調達物品納入後の保守体制が整備されていることを証明した者であること。
- (8) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の規定による事業の登録を受け、電気通信事業者登録簿に記載されている事業者又は同法第16条第1項の規定による届出をしている事業者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8580 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 電話027-243-0110 内線2214～2216
- (2) 入札説明書の交付方法 令和6年8月9日（金）から同月23日（金）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から正午及び午後1時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。
- (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した入札参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、提出された申請書等について群馬県警察本部が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和6年9月12日（木）までに入札参加資格確認通知書で通知する。
ア 申請書等の提出期限 令和6年9月6日（金）午後5時まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで）
イ 申請書等の提出方法 郵送又は上記(1)の場所に持参とする。
なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「モバイル勤務通信回線整備入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。
ウ 提出部数 1部
- (4) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年9月24日（火）午前9時30分 群馬県警察本部庁舎地下1階入札室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月20日（金）午後5時までに上記(1)の場所に群馬県警察本部

警務部会計課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「モバイル勤務通信回線整備入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者に直ちにくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: SHIGENAGA Tatsuya, Chief of Gunma Prefectural Police Headquarters
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Mobile work communication line maintenance 1 set
- (3) Usage period: From February 1, 2025 through January 31, 2031
- (4) Usage location: Gunma Prefectural Police Headquarters, 1-1-1, Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, etc.
- (5) Bidding deadline: September 24, 2024 at 9:30 a.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than September 20, 2024 at 5:00 p.m.)
- (6) Contact point for the notice: Contract Section, Finance Division, Department of Police Administration Gunma Prefectural Police Headquarters, 1-1-1, Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8580, Japan, TEL 027-243-0110(ext.2214 to 2216) (Japanese language only)

■ 落 札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和6年8月9日

群馬県立がんセンター院長 柳 田 康 弘

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 建物清掃及びごみ収集業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立がんセンター事務局総務課 群馬県太田市高林西町617-1
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和6年7月22日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 ワタキューセイモア株式会社関東支店北関東営業所 群馬県太田市藤阿久町749-7

- 5 随意契約に係る契約金額 304,920,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
